

大規模行為の届出について

●大規模行為の届出について

大規模な建築物及び工作物の新築等や土地の区画形質の変更などは、周辺の景観に大きな影響を与えます。このため、「郡山市景観づくり条例」では、一定規模を超える行為を「大規模行為」と定め、郡山市全域（重点地区を除く）において大規模行為を行う場合には届出をしていただきます。

また、大規模行為のうち、さらに一定の規模を超える行為（大規模特定行為）に該当する場合は、届出をする前に協議が必要となります。

●大規模行為景観づくり基準

郡山市全域（重点地区を除く。）において大規模な建築物及び工作物の新築等や広告物の表示等を行う際の位置や規模、形態、意匠、色彩、素材、敷地の緑化などの景観への配慮事項を「郡山市大規模行為景観づくり基準」として定めています。大規模行為を行う際には、この基準に適合するよう努めていただきます。

提出が必要な行為（大規模行為）

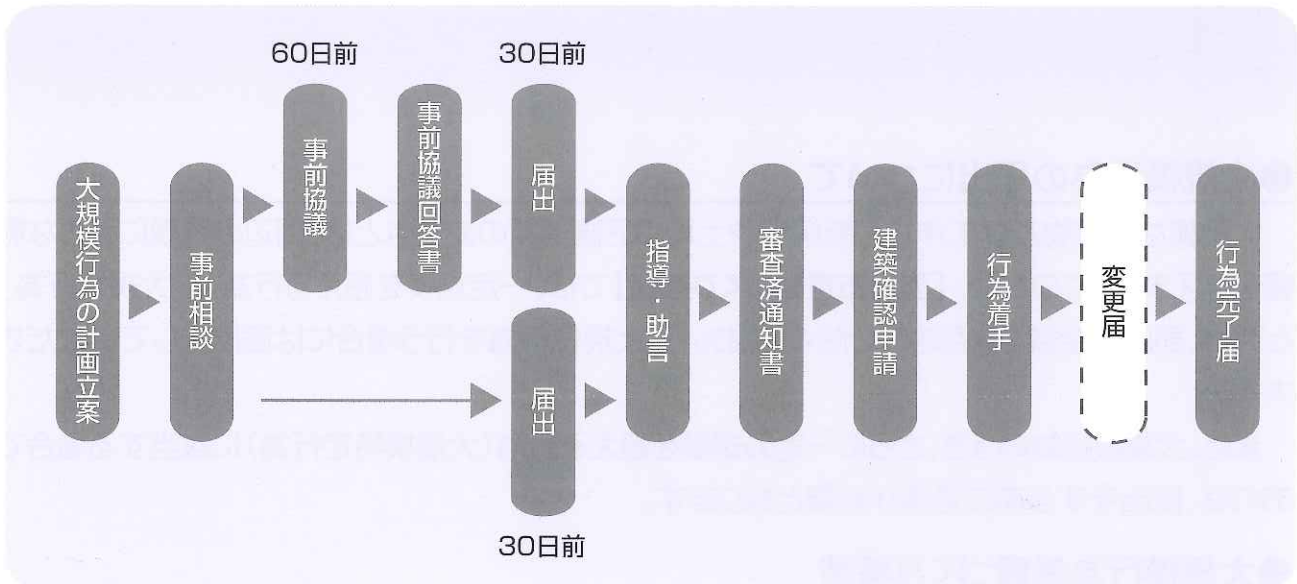
提出対象行為		提出が必要な規模	事前協議が必要な規模 (大規模特定行為)
建築物	新築、改築、増築、 移転、外観の模様替え 若しくは色彩の変更	○高さが13mを超えるもの ○建築面積が1,000㎡を超えるもの	○高さが31mを超えるもの ○述べ面積が15,000㎡を超えるもの
工作物	新築、改築、増築、 移転、外観の模様替え 若しくは色彩の変更	○高さが5mを超えるもの（下記①） ○高さが13mを超えるもの（下記②～④、⑥～⑫） ○高さが20mを超えるもの（下記⑤） ○築造面積1,000㎡を超えるもの（下記⑥～⑫）	○高さが31mを超えるもの
広告物	表示、設置、改造、 移転、外観の模様替え 若しくは色彩の変更	○高さが13mを超えるもの ○表示面積の合計が15㎡を超えるもの	○高さが31mを超えるもの
土地の区画形質の変更 (水面の埋立て又は干拓を含む)		○面積が3,000㎡を超えるもの ○法面の高さ5m、かつ、長さが10mを超えるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取			
屋外における物品の集積 又は貯蔵		○高さが3mを超えるもの ○面積が500㎡を超えるもの	

※届出が必要な工作物

- ①擁壁、垣、さく、塀類 ②鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱類 ③煙突、排気塔類
④電波塔、物見塔、風車類 ⑤電線路、有線電気通信線路の支持物 ⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナ類
⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンド類 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント類 ⑨立体駐車場
⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設類 ⑫彫像、記念碑類

●大規模行為の提出

大規模行為を行う際には、着手日の30日前までに郡山市都市整備部開発建築指導課への届出が必要となります。また、大規模特定行為については、届出前に事前協議が必要となります。事前協議については、協議期間等を考慮して着手前の60日前を目安としてください。



●届出が不要な行為

- 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
- 他法令による許認可等を要する行為(自然公園法、文化財保護法、都市計画法、福島県立自然公園条例、福島県文化財保護条例、郡山市文化財保護条例)
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更、土石の類の採取、屋外における物品の集積又は貯蔵
- 国、地方公共団体等が行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為
 - ・大規模建築物又は大規模工作物の改築又は増築で、その行為に係る部分の床面積又は築造面積の合計が10m²以下のもの
 - ・大規模広告物の改造で、その行為に係る部分の築造面積の合計が10m²以下のもの
 - ・大規模建築物、大規模工作物又は大規模広告物の外観の模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分の面積の合計が10m²以下のもの
 - ・屋外における物品の集積又は貯蔵において、集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことのできない場所での物品の集積又は貯蔵
 - ・屋外における物品の集積又は貯蔵において、物品の集積又は貯蔵の期間が90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
 - ・仮設の建築物及び工作物で、存続期間が1年以内(工事に必要な仮設の建築物及び工作物で工期が1年を超える場合は、その期間)のもの新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
 - ・地盤面下又は水面下における行為

◎問い合わせ先

郡山市役所 3階 都市整備部 開発建築指導課 景観係

TEL:024-924-2371 FAX:024-938-2720